

水痘（水ぼうそう）ワクチンの予防接種を受ける方へ

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

（対象者：1歳から3歳に至るまで）

水痘予防接種は、平成26年10月1日から予防接種法によって定められた定期接種となりました。

接種にあたっては、この説明書をお読みにになり、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解し、かかりつけ医とご相談のうえ接種してください。

○定期接種の対象者及び接種回数等

過去に水痘（水ぼうそう）にかかったことがない方が対象です。

対象年齢	接種回数	接種間隔・実施期間等
1歳から3歳に至るまで（※1）	2回（※2）	【標準的な初回接種時期】1歳から1歳3か月に至るまで 【接種間隔】3月以上、標準的には初回接種終了後6月から1年に至るまでの間隔を1回

※1：「～歳に至るまで」とは、「～歳になる前日まで」となります。

※2：ただし、既に水痘ワクチンを接種した回数分も、接種を受けたものとみなします。

注意：規定された対象年齢・接種回数・実施期間等から外れた場合は、全額自己負担となります。

○水痘とは

水痘とは、いわゆる「水ぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から2週間程度とされています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は皮ふの表面が赤みから始まり、水疱（水ぶくれ）、のう疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経てかさぶたとなって治癒するとされています。一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。

水痘は主に小児の病気で、9歳以下の発症が90%以上占めるとされています。小児における重症化は、熱性けいれん、肺炎、気管支炎の合併症によるものです。成人での水痘も稀に見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いとされています。（厚生労働省「水痘ワクチンの定期接種 Q&A」より抜粋）

○このワクチンの効果と副反応

現在国内で用いられている水痘ワクチンは、水痘・帯状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。水痘ワクチンの1回接種により重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防できると考えられています。このワクチンを受けた者のうち、約20%は、後に水痘にかかることがあります（発症予防率80%）が、もしかかっても軽くすむとされています。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、口唇浮腫、咽頭浮腫等）、急性血小板減少性紫斑病（通常、接種後数日から3週間ごろに、肌の上に赤紫色の斑や鼻出血、口腔粘膜出血等が現れる）等があります。一定の頻度で見られるとして報告されている副反応については下記のとおりです。

- ・過敏性：接種直後から翌日に発疹、じんましん、紅斑、そう痒、発熱等があらわれることがあります。
- ・全身症状：発熱、発疹が見られることがあります。一過性で通常、数日中に消失するとされています。
- ・局所症状：発赤、腫張（はれ）、硬結（しこり）等があらわれることがあります。

（厚生労働省「水痘ワクチンの定期接種 Q&A」より抜粋）

○次の方は接種を受けないでください

- ①明らかに発熱している方（通常は37.5℃以上の場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー（*通常接種後30分以内に起こる、汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のこと）を起こしたことがある方
- ④生ワクチンを接種して27日以内の方、または不活化ワクチンを接種して6日以内の方
- ⑤その他、かかりつけ医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた方

○次の方は接種前に医師にご相談ください

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障がいなどの基礎疾患を有する方
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあると言われたことがある方

○接種後は以下の点に注意してください

- ①接種後30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は激しい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ⑥このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、27日間以上の間隔をあける必要があります。

○予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れこんだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

平成27年3月30日作成（平成27年4月1日適用）

（問合せ先）富士見市健康増進センター

予防接種担当 TEL：049-252-3771